# 医薬品の治験及び製造販売後臨床試験の 実施に関する標準業務手順書

第13版 作成日: 西暦 2020年 4月 1日

国家公務員共済組合連合会

三宿病院

承認者: 院長 沂藤 壽郎



# 目次

治験の原	〔則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••1
第1章	目的と適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••3
第2章	実施医療機関の長(院長)の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••3
第3章	治験審査委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••8
第4章	治験責任医師の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••9
第5章	治験薬、治験機器及び治験製品の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•18
第6章	治験事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•19
第7章	記録の保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•21
第8章	モニタリング及び監査への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•22
第9章	業務の委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•24
	データの信頼性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	秘密の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
附則・・・・		•25

# 治験の原則

国家公務員共済組合連合会 三宿病院(以下「実施医療機関」という)において治験を実施する際には、治験は次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

- 1. 治験はヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及び平成9年厚生省令第28号(医薬品GCP省令)、平成17年厚生労働省令第36号(医療機器GCP省令)、平成26年厚生労働省令第89号(再生医療等製品GCP省令)並びに関連する通知及び省令等を遵守して行うこと。
- 2. 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険 及び不便とを比較考量すること。期待される利益によって危険を冒すことが正当化され る場合に限り、治験を開始し継続すべきである。
- 3. 被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上に対する配慮が最も重要であり、科学 と社会のための利益よりも優先されるべきである。
- 4. 治験薬、治験機器及び治験製品に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床 試験及び臨床試験に関する情報が得られていること。
- 5. 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていること。
- 6. 治験は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施すること。
- 7. 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うこと。
- 8. 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていること。
- 9. 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得ること。
- 10. 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、 及び保存すること。本原則は、その媒体によらず、全ての記録に適用される。
- 11. 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護すること。
- 12. 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準 (治験薬 GMP) について」(平成 20 年 7月 9日付け薬食発第 0709002 号厚生労働省医薬 食品局長通知) を遵守して行うこと。治験機器の製造、取扱い、保管及び管理は、適切 な製造管理及び品質管理のもとで行うこと。治験製品の製造、取扱い、保管及び管理は、 「再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成 26 年厚生労働省 令第 93 号) を遵守して行うこと。治験薬、治験機器及び治験製品は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用すること。
- 13. 治験の被験者保護及び治験結果の信頼性確保に必要不可欠な局面の質を保証するための手順を示したシステムを運用すること。
- 14. 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償すること。その際、因果関係の証明等について被験者

に負担を課すことがないようにすること。

# 第1章 目的と適用範囲

#### (目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は平成9年厚生省令第28号(医薬品GCP省令)、平成17年厚生労働省令第36号(医療機器GCP省令)、平成26年厚生労働省令第89号(再生医療等製品GCP省令)並びに関連する通知及び省令等に基づいて、実施医療機関における治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
  - 2 本手順書は、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
  - 3 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において「治験薬」とあるのを「治験機器」、「被験薬」を「被験機器」、「有害事象」を「有害事象及び不具合」などと適切に 読み替える。
  - 4 再生医療等製品の治験を行う場合には、本手順書において「治験薬」とあるのを「治験製品」、「被験薬」を「被験製品」、「有害事象」を「有害事象及び不具合」などと適切に読み替える。
  - 5 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の再審査申請、再評価申請又は副作用調査の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替える。
  - 6 本手順書にある「書式」、「参考書式」は、「新たな『治験の依頼等に係る統一書式』」の一部改正について(医政研発 0710 第 4 号、薬生薬審発 0710 第 2 号、薬生機審発 0710 第 2 号/平成 30 年 7 月 10 日)及び以降の改正に関する通知に定められるものを用いる。ただし、治験依頼者又は外部の治験審査委員会より書式の指定があった場合は、協議の上それを用いてもよい。なお、治験依頼者及び外部の治験審査委員会との合意が得られている場合は、統一書式への押印を省略することができる。統一書式への押印を省略する際の手順については、補遺にて別途定める。

#### 第2章 実施医療機関の長(院長)の業務

#### (治験実施体制の確立)

- 第2条 院長は、治験実施医療機関として、次に揚げる要件を満たすよう対応する。
  - 1)十分な臨床観察及び試験検査を行う設備及び人員を有していること。
  - 2) 緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができること。
  - 3)治験責任医師等、薬剤師、看護師その他治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分に確保されていること。
  - 2 院長は、治験に係わる業務に関する手順書を作成し、当院における治験が GCP 省令

等、治験実施計画書、治験の契約書及び当該手順書に従って適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

#### (治験委託の申請等)

- 第3条 院長は、事前に治験責任医師より提出された治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)を了承し治験責任医師に提出する。また、院長又は治験責任医師は、治験依頼者に治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)を提出する。
  - 2 院長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、 治験依頼者に治験依頼書(書式3)とともに治験責任医師の履歴書(書式1)及び 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書、治験実施計画書等の審査に必要 な資料を提出させる。

#### (治験実施の了承等)

- 第4条 院長は、治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査委員会に調査 審議を依頼し、当該治験審査委員会の規定する手順書及びそれに関連する手順書(以 下、治験審査委員会手順書という)に従って、治験審査依頼書(書式4)、治験責任 医師の履歴書(書式1)及び治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書(求 めがあった場合には治験分担医師の履歴書)、及び治験実施計画書等の審査の対象と なる文書を治験審査委員会に提出し、治験の実施についての意見を求める。
  - 2 院長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は治験実施計画書、 同意文書及びその他の説明文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に 治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく院 長の指示、決定を、治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委員出欠リスト を含む)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知する。
  - 3 院長は、治験審査委員会が、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験 責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書等を修正した場合には、治験実施計画書 等修正報告書(書式6)及び該当する資料を提出させる。また、治験審査委員会手 順書の手続きに従い、治験審査委員会へ治験実施計画書等修正報告書(書式6)及 び該当する資料を提出する。
  - 4 院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。院長は、治験の実施を了承できない旨の院長の決定を、治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知する。
  - 5 院長は、治験審査委員会が治験の実施について保留の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、院長の指示、決定を治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知する。また院長は、治験責任医師及び治験依頼者に当該関連資料を提出させ、「治験審査依頼書(書

- 式4)」とともに当該関連資料を治験審査委員会に提出し、意見を求める。その後の 手順については、上記第4条2~4項に準じる。
- 6 院長は、治験審査委員会の審査結果について異議がある場合は、文書により治験審査委員会へ異議申立てを行い、異議申立てに対する治験審査委員会の回答を文書により受領する。治験責任医師あるいは治験依頼者より異議申立てを受けた場合も同様とし、院長は、治験審査委員会より受領した回答書により治験責任医師あるいは治験依頼者へ通知する。また、第6条第2項、第7条第2項、第8条、第9条、第10条についても同様の手続きを行う。
- 7 院長は、治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。
- 8 本条第2項の院長の指示、決定の通知の際、院長の指示、決定が治験審査委員会の 決定と異なる場合は、院長は治験審査結果通知書(書式5)とともに治験に関する 指示・決定通知書(参考書式1)により、治験依頼者及び治験責任医師に通知する。 また、第6条第2項、第7条第2項、第8条、第9条、第10条についても同様の手 続きを行う。

#### (治験実施の契約等)

- 第5条 実施医療機関は、院長が治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、 治験依頼者と治験契約書(院内書式1、院内書式2又は依頼者書式)により契約を締結し、双方が記名又は署名し、押印と日付を付す。なお、開発業務受託機関が関与する場合は、実施医療機関、治験依頼者及び開発業務受託機関の三者間で契約を締結するものとする。また、治験施設支援機関に治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、必要に応じて別途協議のうえ、治験契約書にその旨を追記する。
  - 2 治験責任医師は、契約内容の確認を行う。治験契約書の内容が変更される場合には、 変更内容を確認する。
  - 3 治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、実施医療機関は第 4条第3項の規定により院長が修正事項を確認した後に、治験契約書により契約を 締結するとともに、治験責任医師は本条前項に従う。
  - 4 治験契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて治験契約内容変更に関する覚書(院内書式3又は依頼者書式)を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従う。

#### (治験の継続)

第6条 院長は、実施中の治験において治験の期間が1年を超える場合には、少なくとも年 1回、治験責任医師に治験実施状況報告書(書式11)を提出させ、治験審査委員会 手順書の手続きに従い、治験の継続の適否について治験審査委員会の意見を求める。

- 2 院長は、GCP 省令第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 48 条第 2 項の規定により通知を受けたとき、第 54 条第 3 項の規定により報告を受けたとき、その他院長が必要であると認めたときは、実施医療機関において治験を継続して行うことの適否について治験審査委員会の意見を求めるものとする。なお、この場合の「院長が必要であると認めたとき」とは、治験の実施に影響を与えるもので、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性があり、被験者への危険を増大させる変更をいう。
- 3 院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく院長の指示、決定を、治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知する。治験審査委員会が修正の上で承認または保留の決定を下し、その旨を通知してきた場合には、第4条第3項または第5項の手順にそれぞれ準じる。
- 4 院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が 既に承認した事項の取り消し(治験の中止又は中断を含む)の決定を下し、その旨 を通知してきた場合には、治験の継続を了承することはできない。院長は、治験の 継続を了承できない旨の決定を、治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委 員出欠リストを含む)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知する。
- 5 院長は、治験依頼者から治験審査委員会の継続審査等の結果を確認するために審査 に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、 これに応じなければならない。

#### (治験実施計画書等の変更)

- 第7条 院長は、治験期間中、治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂 された場合は、治験責任医師又は治験依頼者から、それらの該当文書のすべてを速 やかに提出させ、それらの文書を治験審査委員会に提出する。
  - 2 院長は、治験責任医師及び治験依頼者より治験に関する変更申請(書式10)があった場合には、治験審査委員会手順書に従って治験の継続の適否について、治験審査委員会の意見を求め、これに基づく院長の指示、決定を、治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知する。
  - 3 院長は、治験責任医師又は治験依頼者から治験の継続に影響を及ぼさない情報を入 手した場合は、治験審査委員会の調査審議を不要と判断できる。治験の継続に影響 を及ぼさない情報とは、以下の事項をいう。
    - ① 治験依頼者の組織・体制の変更(所在地又は電話番号の変更を含む)
    - ② 担当モニターの変更
    - ③ 当該実施医療機関以外の実施医療機関の組織・体制の変更(所在地又は電話番号の変更を含む)
    - ④ その他の治験の継続に影響を及ぼさない情報

上記については、提出された文書を保管する。

4 院長は、変更内容が治験契約の変更を必要とする場合には、第5条第4項に従い治験依頼者と治験契約内容変更に関する覚書(院内書式3又は依頼者書式)を締結する。

#### (治験実施計画書からの逸脱)

第8条 院長は、治験責任医師より、緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由による治験実施計画書からの逸脱に関する報告(書式8)があった場合は、治験審査委員会手順書に従って治験審査委員会の意見を求め、これに基づく院長の指示、決定を治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知する。また、院長は、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書(書式9)を治験依頼者より得る。

#### (重篤な有害事象等の発生)

第9条 院長は、治験責任医師より重篤な有害事象等に関する報告(書式 12、13、14、15、19、20、詳細記載用書式又は各治験実施計画書に定める様式)があった場合は、治験の継続の適否について、治験審査委員会の意見を求める。院長は、治験審査委員会が求める場合、及びその他必要に応じて、追加の情報を治験責任医師に求め、治験審査委員会に提出する。

院長は、治験審査委員会の意見に基づく院長の指示、決定を治験審査結果通知書(書式5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)により治験責任医師及び治験依頼者に通知する。

#### (新たな安全性に関する情報の入手)

第 10 条 院長は、治験依頼者より安全性情報等に関する報告書(書式 16)を入手した場合は、治験審査委員会手順書に従って、治験の継続の適否について意見を求め、これに基づく院長の指示、決定を治験審査結果通知書(書式 5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)により治験責任医師及び治験依頼者に通知する。

なお、あらかじめ治験依頼者、治験審査委員会及び院長の合意が得られている場合には、治験依頼者が直接治験審査委員会に安全性情報等に関する報告書(書式 16)を提出することにより、院長が本規定に基づき治験の継続の適否について治験審査委員会へ意見を求めたものとみなす。また、これに基づく治験審査委員会からの治験の継続の適否についての意見に限り、治験審査委員会が院長に加えて治験責任医師及び治験依頼者にも同時に治験審査結果通知書(書式 5)(治験審査委員会委員出欠リストを含む)にて通知することにより、治験審査委員会の意見を院長が治験依頼者及び治験責任医師に通知したものとみなす。

2 治験安全性最新報告概要及び国内重篤副作用等症例の発現状況一覧において副作用 等症例の発現がなかった場合又は安全性情報の取下げ報告であった場合には、院長 はその情報を治験審査委員会へ提供する。安全性情報等に関する報告書(書式 16) を添えて当該資料が提出された場合においても、原則として本手順に従う。

## (治験の中止、中断及び終了)

- 第11条 院長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、 その旨を開発の中止等に関する報告書(書式18)で通知してきた場合は、治験責任 医師及び治験審査委員会に対し、速やかにその旨を文書(書式18)により通知する。 なお、通知の文書には、中止又は中断についての詳細が説明されていなければなら ない。また、治験終了(中止・中断)報告書(書式17)で治験依頼者に通知するとと もに、治験審査委員会に提出する。
  - 2 院長は、治験責任医師が治験を中止又は中断し、その旨を治験終了(中止・中断)報告書(書式17)で報告してきた場合は、速やかに治験依頼者及び治験審査委員会に対し、文書(書式17)により通知する。
  - 3 院長は、治験責任医師が治験の終了を治験終了(中止・中断)報告書(書式17)で報告してきた場合は、速やかに治験依頼者及び治験審査委員会に対し、文書(書式17)により通知する。
  - 4 院長は、治験審査委員会が治験継続審査等により、治験の中断又は中止の決定を下した場合には、第5条第4項の手順に準じて治験責任医師に通知し、治験終了(中止・中断)報告書(書式17)を提出させ、治験依頼者及び治験審査委員会に対し、速やかにその旨を文書(書式17)により通知する。
  - 5 院長は、治験依頼者が製造販売承認の取得、あるいは再審査・再評価結果を開発の 中止等に関する報告書(書式 18)で通知してきた場合は、治験責任医師及び治験審 査委員会に文書(書式 18)を提出する。

#### (直接閲覧)

第12条 院長は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れる。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供する。

#### 第3章 治験審査委員会

#### (治験審査委員会への依頼)

第13条 院長は、自ら設置した治験審査委員会を含め、GCP省令第27条第1項に規定される治

験審査委員会より、治験ごとに適切な治験審査委員会を選択し、調査審議の依頼を 行う。

- 2 院長は、治験審査委員会を選択するにあたり、治験審査委員会について以下の事項 を確認する。
  - 1)調査審議を行うために十分な人員が確保されていること。
  - 2) 倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価することができること。
  - 3)治験の開始から終了に至るまで一貫性のある調査審議を行えること。
  - 4) GCP 省令第27条第1項第2号から第4号の治験審査委員会にあっては、同条第2項の要件を満たすものであること。
- 3 院長は、外部の治験審査委員会を選択した場合、治験審査委員会の求めに応じ、実施医療機関の治験実施体制等について文書等の方法で情報提供する。また、当該治験審査委員会の設置者と事前に文書により治験審査に関する契約を締結する。
- 4 院長は、前項の治験審査委員会の選択にあたり、当該治験審査委員会の最新の委員 名簿(各委員の資格を含む)及び治験審査委員会手順書を入手する。なお、治験依 頼者から、治験審査委員会手順書及び委員名簿の提示を求められた場合には、これ に応じる。
- 5 院長は、当該実施医療機関に対する治験の実施の適否及びその他の治験に関する調査審議を依頼した治験審査委員会に出席することはできるが、審議及び採決に参加することはできない。
- 6 院長は、治験の実施又は継続の適否について、本条第1項,2項及び4項の規定により選択した治験審査委員会に意見を聴くに当たり、特定の専門的事項を調査審議させるため必要があると判断した場合は、当該治験審査委員会の承諾を得て、当該専門的事項について、他の治験審査委員会(以下、「専門治験審査委員会」という)に意見を聴くことができる。

院長は、専門治験審査委員会に意見を聴く場合には、本条第2項,3及び4項の手順に準じ、専門治験審査委員会が意見を述べたときは、速やかに当該意見を治験審査委員会に報告する。

# 第4章 治験責任医師の業務

#### (治験責任医師の要件)

第14条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

1)治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければならない。また、治験責任医師は、このことを証明する最新の履歴書(書式1)及び治験分担医師を置く場合には当該治験分担医師となるべき者の氏名

を記載した文書(求めがあった場合には治験分担医師の履歴書)を、治験依頼者に提出する。

- 2)治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験薬概要書、 製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適 切な使用法に十分精通していなければならない。
- 3)治験責任医師は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項及び第80条の2に規定する基準、医薬品GCP省令、医療機器GCP省令並びに再生医療等製品GCP省令を熟知し、これを遵守しなければならない。
- 4)治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れなければならない。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- 5)治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めること が可能であることを過去の実績等により示すことができなければならない。
- 6)治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。
- 7)治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。
- 8)治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者 に分担させる場合には、分担させる業務と分担させる者のリスト(書式2)を 作成し、予め院長に提出し、その了承を受けなければならない。
- 9)治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及 び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。
- 10) 治験責任医師は、実施医療機関に常勤している者又は非常勤であっても一定の勤務実態がある者でなければならない。

#### (治験責任医師の責務)

#### 第15条 治験責任医師は次の事項を行う。

- 1)治験を実施する際の個々の被験者の選定にあたっては、人権保護の観点から、 治験実施計画書に定められた被験者の選択・除外基準に基づき、治験の目的に 応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、 他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に 検討すること。
- 2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としないこと。

- 3) 社会的に弱い立場(参加に伴う利益あるいは参加拒否による上位者の報復を予想することにより、治験への自発的参加の意思が不当に影響を受ける可能性のある個人)にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払うこと。
  - ①階層構造を有するグループの構成員としての医学生、歯学生、薬学生、看 護学生、病院及び検査機関の下位の職員、製薬企業従業員、被拘禁者等
  - ②不治の病に罹患している患者、養護施設収容者、失業者又は貧困者、緊急 状態にある患者、少数民族集団、ホームレス、放浪者、難民、未成年及び 治験参加への同意を表明する能力のない者等
- 4)治験実施計画書について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、最新の治験薬概要書及びその他必要な資料・情報に基づき治験調整医師並びに治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書が改訂される場合、並びに治験審査委員会の意見に基づく院長の指示により修正される場合にも同様である。
- 5)治験実施計画書の内容及び当該治験実施計画書を遵守することについて治験依頼者と合意する。この合意を証するため、治験実施計画書又はそれに代わる文書に治験依頼者と共に記名押印又は署名し、各自日付を記入する。治験実施計画書が改訂される場合、並びに治験審査委員会の意見に基づく院長の指示により修正される場合も同様である。
- 6)治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加 に関する同意を得るために用いる同意文書及びその他の説明文書を作成するこ と。
- 7) 治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書の うち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに院長に提出すること。
- 8)治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく院長の指示、決定が文書(書式5又は参考書式1)で通知された後に、その指示、決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取り消し(治験の中止又は中断を含む)、これに基づく院長の指示、決定が文書で通知(書式5)された場合には、その指示、決定に従うこと。
- 9)治験審査委員会の審査結果について異議がある場合には、院長を通して治験審 査委員会へ文書により異議申立てを行うこと。異議申立てに対する治験審査委 員会の回答を、院長を通して文書により受領すること。
- 10) 治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示、決定が文書で通知(書式5又は参考書式1)される前に、被験者を治験に参加させないこと。

- 11) 本手順書第1条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- 12) 治験薬を承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用すること。
- 13) 治験責任医師又は治験分担医師は、同意取得後に治験薬を処方する。
- 14) 治験薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- 15) 実施中の治験において治験の期間が1年を超える場合には、少なくとも年1回、 院長に治験実施状況報告書(書式11)を提出すること。
- 16) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験の あらゆる変更について、院長に速やかに申請書(書式10)を提出するとともに、 変更の適否について院長の指示(書式5又は参考書式1)を受けること。
- 17) 治験実施中に重篤な有害事象等が発生した場合は、重篤で予測できない副作用を特定した上で直ちに院長及び治験依頼者に文書(書式 12、13、14、15、19、20、詳細記載用書式又は各治験実施計画書に定める様式)で報告し、治験の継続の適否について院長の指示(書式5又は参考書式1)を受けること。
- 18) 治験責任医師は、治験実施計画書において治験薬の安全性評価のために重要であると規定された有害事象について、治験実施計画書で規定された報告要件及び期限を守って、治験依頼者に報告する。
- 19) 治験責任医師は、報告した死亡例を含む重篤な有害事象又は副作用について、 治験依頼者、院長及び治験審査委員会から追加の情報(剖検報告書、末期の医 療記録及びその他必要とされる情報)を要求された場合は、当該情報をこれら に提出する。
- 20) 治験実施計画書の規定並びに症例報告書の作成の手引きがある場合は、これに 従って正確な症例報告書を作成し、記名押印又は署名し、治験依頼者に提出す ること。また、治験分担医師が作成した症例報告書については、その内容を点 検し、問題がないことを確認した上で記名押印又は署名すること。また、治験 依頼者に提出した症例報告書の写しを保存すること。
- 21) 治験責任医師又は治験分担医師は、治験が何らかの理由で中止又は中断された場合には、被験者に対し速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療及び事後処理を行う。
- 22) 治験終了後、速やかに院長に治験の終了報告書(書式17)を提出すること。なお、治験が中止又は中断された場合においても同様の手続きを行うこと。
- 23) 治験審査委員会が治験の中断又は中止の決定を下し、それに基づく院長の指示、決定が通知された場合には、その指示、決定に従い治験を中止又は中断し、終了報告書(書式17)を院長へ速やかに提出する。

# (説明文書の作成)

- 第16条 説明文書は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及び GCP 省令等に基づいて作成する。
  - 2 説明文書には少なくとも以下の事項を記載する。
    - 1) 治験が研究を伴うこと
    - 2) 治験の目的
    - 3) 治験責任医師又は治験分担医師の氏名、職名及び連絡先
    - 4) 治験の方法(試験的側面、被験者の選択基準、及び無作為割付が行われる場合は各処置に割り付けられる確率を含む)
    - 5) 予期される臨床上の利益及び危険性又は不便(被験者にとって予期される利益 がない場合には、被験者にその旨を知らせること)
    - 6) 患者を被験者にする場合には、当該患者に対する他の治療方法の有無及びその 治療方法に関して予測される重要な利益及び危険性
    - 7) 被験者の治験への参加予定期間
    - 8) 治験への参加は被験者の自由意思によるものであり、被験者又はその代諾者は、被験者の治験への参加を随時拒否又は撤回することができること。また、 拒否・撤回によって被験者が不利な扱いを受けたり、治験に参加しない場合に 受けるべき利益を失うことはないこと
    - 9) モニター、監査担当者、治験審査委員会等及び規制当局が医療に係る原資料を 閲覧できること。その際、被験者の秘密は保全されること。また、同意文書に 被験者又はその代諾者が記名押印又は署名することによって閲覧を認めたこと になること
    - 10) 治験の結果を公表する場合でも、被験者の秘密は保全されること
    - 11)被験者が治験及び被験者の権利に関してさらに情報の入手を希望する場合又は 治験に関連する健康被害が生じた場合に照会すべき又は連絡をとるべき実施医 療機関の相談窓口
    - 12) 治験に関連する健康被害が発生した場合に被験者が受けることのできる補償及び治療
    - 13) 治験に参加する予定の被験者数
    - 14) 治験への参加の継続について被験者又はその代諾者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には速やかに被験者又はその代諾者に伝えること
    - 15) 治験への参加を中止させる場合の条件又は理由
    - 16)被験者が費用負担をする必要がある場合にはその内容
    - 17)被験者に金銭等が支払われる場合にはその内容(支払額算定の取決め等)
    - 18) 被験者が守るべき事項

## (被験者の同意の取得)

- 第17条 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して 同意文書及びその他の説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由 意思による同意を文書により得る。
  - 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名押印又は署名し、各自日付を記入する。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名押印又は署名し、日付を記入する。
  - 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って記名押印又は署名と日付が記入された同意文書の写し及びその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、同意文書及びその他の説明文書が改訂された場合は、その都度新たに前項の規定に従って記名押印又は署名と日付を記入した同意文書の写し及び改訂されたその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。
  - 4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。
  - 5 同意文書及びその他の説明文書並びに説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、実施医療機関、治験依頼者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれていてはならない。説明に際して、口頭で提供される情報についても同様である。
  - 6 口頭及び文書による説明並びに同意文書には、被験者が理解可能で、可能な限り非 専門的な言葉が用いられていなければならない。説明に際して、口頭で提供される 情報についても同様である。
  - 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、 治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、 当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、全ての 質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。
  - 8 被験者の同意に関連し得る新たな情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき同意文書及びその他の説明文書を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得なければならない。また、治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対しても、当該情報を直ちに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認する。また、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。治験審査委員会により承認された改訂後の同意文書及びその他の説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。
    - 注)新たな安全性に関する情報の入手 第9条参照
  - 9 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のあ

る情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を直ちに 被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなけ ればならない。この場合、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなけ ればならない。

- 10 被験者の同意取得が困難な場合、治験責任医師又は治験分担医師は、代諾者となる べき者に対して説明文書を用いて十分説明し、治験への参加について文書による同 意を得る。この場合、同意に関する記録とともに代諾者と被験者との関係を示す記 録を残す。
- 11 非治療的治験を実施する場合、必ず被験者となるべき者から同意を得なければならない。ただし、次の1)から4)に掲げる事項が全て満たされる場合には、被験者となるべき者の代諾者による同意を得て治験を行うことができるが、治験責任医師又は治験分担医師は、このような被験者に対しては、特に綿密な観察を行い、不当な苦痛を受けていると見受けられた場合には治験を中止しなければならない。
  - 1)治験の目的が、本人による同意が可能な被験者による治験では達成されないこと
  - 2) 被験者に対する予見しうる危険性が低いこと
  - 3)被験者の福祉に対する悪影響が最小限とされ、かつ低いこと
  - 4) 代諾者となるべき者の同意に基づいて被験者を治験に組み入れる旨を明示した 上で治験審査委員会に承認の申請がなされ、かかる被験者の参加を承認する旨 が承認文書に記載されていること
- 12 緊急状況下における救命的治験の場合、医薬品 GCP 省令第 55 条第 1 項又は医療機器 GCP 省令及び再生医療等製品 GCP 省令第 75 条第 1 項に規定される各号の全てに該当 する場合に限り、被験者及びその代諾者となるべき者の同意を得ずに被験者を治験 に参加させることができる。この場合でも、被験者又はその代諾者に対しできるだけ速やかに当該治験に関する説明を行い、治験の継続及びその他適切な事項について文書による同意を得なければならない。また、身元が明らかでない者は治験の対象としてはならない。
- 13 被験者となるべき者又は代諾者となるべき者が説明文書を読むことができないが、 口頭又は他の伝達方法ではその内容を理解することができる場合には、説明に際して公正な立会人を要することとする

#### (被験者に対する医療)

第18条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負う。

2 院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証する。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。

- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、 被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、 被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わ なければならない。

#### (緊急時の対応)

- 第19条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験開始前に被験者に対し、緊急時の連絡先と して治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者の電話番号等を伝えておく。なお、 治験実施中に被験者に緊急事態が発生した場合、次の体制に従って対応する。
  - 1) 実施医療機関に治験責任医師が在席している場合若しくは被験者が緊急事態に 陥った旨の連絡を治験責任医師が受けた場合、治験責任医師は、十分な医療を 提供する。
  - 2) 実施医療機関に治験責任医師が在席していない場合若しくは被験者が緊急事態 に陥った旨の連絡を治験分担医師又は治験協力者が受けた場合、実施医療機関 にいた者若しくは連絡を受けた者は、治験責任医師に連絡し、治験責任医師は 1) に従って対応する。
  - 3) 実施医療機関に治験責任医師が在席しておらず、かつ治験責任医師と連絡が取れない場合、実施医療機関にいた者若しくは連絡を受けた者が1)に従って対応し、対応後治験責任医師へ報告する。

#### (治験実施計画書からの逸脱等)

- 第20条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであるなど医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項(治験依頼者の組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更等)のみに関する変更である場合には、この限りではない。
  - 2 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為を 全て記録しなければならない。治験責任医師は、逸脱した行為のうち被験者の緊急 の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わ なかったものについて、その理由等を記載した文書(書式8)を作成し、直ちに治 験依頼者及び院長に提出し、その文書を保存しなければならない。
  - 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためのものであ

る等医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び 治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うこと ができる。その際には、治験責任医師は、逸脱又は変更の内容及び理由並びに治験 実施計画書の改訂が適切な場合には、その案を可能な限り早急に治験依頼者並びに 院長及び院長を経由して治験審査委員会に提出(書式8)してその承認を得るとと もに、院長の了承及び院長を経由して治験依頼者の合意を文書(書式9)で得なけ ればならない。

- 4 治験責任医師は、治験の実施に重大な影響を与える又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について治験依頼者及び院長に速やかに報告する。
- 5 治験責任医師は、無作為割付の手順が規定されている場合は、これに従い、治験薬割付記号が治験実施計画書を遵守した方法でのみ開封することを保証する。盲検法による治験において、予め定められた時期より早い段階での開封(事故あるいは重篤な有害事象発現のための開封)を行った場合は、その内容及び理由を速やかに文書に記録し、治験依頼者に提出する。

#### (新たな安全性に関する情報の入手)

第 21 条 治験責任医師は、治験依頼者より安全性情報等に関する報告書(書式 16)を入手した場合は、説明文書の改訂の必要性等を検討する(安全性情報等に関する見解(院内書式 10)又は依頼者書式)。説明文書の改訂等が必要な場合には、第 15 条第 8 項の手順に準ずる。

# (症例報告書等の作成及び報告)

第22条 症例報告書等の作成及び報告は、以下の手順に従う。

- 1)治験責任医師及び治験分担医師は、治験の実施に先立ち、治験依頼者より症例報告書の変更又は修正に関する手引きを入手する。
- 2) 治験責任医師又は治験分担医師は、症例報告書を治験実施計画書の規定に従って作成し、その内容を点検し、問題がないことを確認したときに、記名押印又は署名する。また、治験依頼者に症例報告書を提出し、その写しを保存する。
- 3)治験協力者は、原資料からの転記が可能な部分についてのみ、症例報告書を作成することができるものとする。治験責任医師は、治験協力者が作成した症例報告書を点検し、問題ないことを確認する。
- 4)治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書について、その内容を点検し、問題がないことを確認したときに、記名押印又は署名する。
- 5)治験責任医師又は治験分担医師は、症例報告書を変更又は修正する場合には、 治験依頼者から提供された手引きに従う。症例報告書のいかなる変更又は修正 にも日付の記入及び押印又は署名し、重大な変更又は修正については変更理由 も記入する。また、変更又は修正する場合には、当初の記載内容を不明瞭にし

ない。

- 6)治験責任医師は、症例報告書の変更及び修正の記録を作成し、治験依頼者に提出するとともに、その写しを保存する。
- 7)治験責任医師は、症例報告書中のデータのうち原資料に基づくものについて、 原資料と何らかの矛盾がある場合には、その理由を説明する記録を作成し、治 験依頼者に提出するとともに、その写しを保存する。

#### 第5章 治験薬、治験機器及び治験製品の管理

#### (治験薬の管理)

第23条 治験薬の管理責任は、院長が負う。

- 2 院長は、治験薬を保管、管理させるため薬局長を治験薬管理者とし、当該治験薬を 管理させる。なお、治験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補助者を指名し、自ら の監督・指導のもと、治験薬管理者の業務を代行させることができる。
- 3 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験薬の取り扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また医薬品 GCP 省令を遵守して適正に治験薬を保管、管理する。
- 4 治験薬管理者は次の業務を行う。
  - 1)治験薬を受領し、治験薬受領書を発行する。
  - 2) 治験薬の保管、管理及び払い出しを行う。
  - 3)治験薬管理表を作成し、治験薬の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
  - 4)被験者からの未服用治験薬の返却記録を作成する。
  - 5) 未使用治験薬(被験者からの未服用返却治験薬、使用期限切れ治験薬、欠陥品 を含む)を治験依頼者に返却し、未使用治験薬返却書を発行する。
  - 6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与されていることを確認する。

#### (治験機器の管理)

第24条 治験機器の管理責任は、院長が負う。

- 2 院長は、治験機器を保管、管理及び保守点検させるため医師、薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師等、当該治験機器の管理に必要な知識と経験を有する者を治験機器管理者とし、当該治験機器を管理させる。なお、治験機器管理者は必要に応じて治験機器管理補助者を指名し、自らの監督・指導のもと、治験機器管理者の業務を代行させることができる。
- 3 治験機器管理者は、治験依頼者が作成した治験機器の取り扱い及び保管、管理、保

守点検並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また 医療機器 GCP 省令を遵守して適正に治験機器を保管、管理、保守点検する。

- 4 治験機器管理者は次の業務を行う。
  - 1)治験機器を受領し、治験機器受領書を発行する。
  - 2) 治験機器の保管、管理及び払い出しを行う。
  - 3)治験機器管理表を作成し、治験機器の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
  - 4)被験者からの未使用治験機器の返却記録を作成する。
  - 5) 未使用治験機器(被験者からの未使用返却治験機器、使用期限切れ治験機器、 欠陥品を含む)を治験依頼者に返却し、未使用治験機器返却書を発行する。
  - 6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験機器管理者は、治験実施計画書に規定された数量の治験機器が被験者に使用されていることを確認する。

#### (治験製品の管理)

第25条 治験製品の管理責任は、院長が負う。

- 2 院長は、治験製品を保管、管理させるため医師、薬剤師等、当該治験製品の管理に 必要な知識と経験を有する者を治験製品管理者とし、当該治験製品を管理させる。 なお、治験製品管理者は必要に応じて治験製品管理補助者を指名し、自らの監督・ 指導のもと、治験製品管理者の業務を代行させることができる。
- 3 治験製品管理者は、治験依頼者が作成した治験製品の取り扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また再生医療等製品 GCP 省令を遵守して適正に治験製品を保管、管理する。
- 4 治験製品管理者は次の業務を行う。
  - 1)治験製品を受領し、治験製品受領書を発行する。
  - 2) 治験製品の保管、管理及び払い出しを行う。
  - 3)治験製品管理表を作成し、治験製品の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
  - 4) 未使用治験製品(使用期限切れ治験製品、欠陥品を含む)を治験依頼者に返却 し、未使用治験製品返却書を発行する。
  - 5) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験製品管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験製品が被験者に使用されていることを確認する。

#### 第6章 治験事務局

#### (治験事務局の設置及び業務)

第26条 院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指定し、治験事務局を設ける。

なお、治験審査委員会事務局が設置されている場合においては、本治験事務局は治 験審査委員会事務局を兼ねるものとする。

- 2 治験事務局は、院長又は治験責任医師の指示により、次の業務を行う。
  - 1)治験依頼者に対する必要書類の交付と治験依頼手続きの説明
  - 2)治験依頼書及び治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の受理
  - 3)治験審査依頼書(書式4)の作成及び治験審査委員会への審査依頼
  - 4)治験審査結果通知書(書式5)に基づく院長の治験に関する指示・決定通知書の作成と治験依頼者及び治験責任医師への通知書の交付(治験審査委員会の審査結果を確認するために必要とする文書の治験依頼者への交付を含む)
  - 5) 治験契約に係わる手続き等の業務
  - 6)治験終了(中止)報告書の受領及び治験終了(中止)通知書の交付
  - 7) 記録の保存
  - 8)被験者への謝礼の支払(支払がある場合)
  - 9)治験の実施に必要な文書の作成補助
  - 10) 治験に係わる標準業務手順書の見直し
  - 11) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援なお、8) の謝礼の支払については、実施医療機関内に定める規定に従う。

#### (治験の契約に関する業務)

第27条 治験契約書(院内書式1、2 又は依頼者書式)を作成し院長の承認を得た後、治験 依頼者へ交付し、治験契約の締結を治験薬管理者に連絡する。

> 契約の変更を行う場合には、上記の手順に準じて治験契約内容変更に関する覚書 (院内書式3 又は依頼者書式)を締結する。

#### (治験の費用に関する業務)

第28条 治験費用の算定を行い、契約に従って治験依頼者に治験費用を請求する。 治験終了後、実施症例数、治験実施計画書の変更の有無等に応じ、治験費用を精算 する。

#### (被験者への謝礼の支払)

第29条 治験事務局は、被験者への支払を伴う治験の場合には、被験者への支払の基準、治 験依頼者からの入金方法、被験者への支払方法について、治験依頼者と協議する。

#### (標準業務手順書に関する業務)

第30条 治験事務局は、法令・法規等の改正や実施医療機関の組織変更等、必要に応じて本 手順書を改訂し、院長の承認を得る。なお、改訂箇所及び改訂理由を記録し、改訂 版には表紙に作成日を付す。治験依頼者より、治験の実施に関連した標準業務手順 書の開示等を求められた場合には、開示する。

# 第7章 記録の保存

#### (記録の保存責任者)

- 第31条 院長は、実施医療機関において保存すべき治験に係る文書又は記録の保存責任者を 指名する。
  - 注)「治験に係る文書又は記録について」(令和元年7月5日事務連絡)に添付される「治験に係る文書又は記録」一覧、「医療機器の治験に係る文書又は記録について」(平成25年7月30日事務連絡)に添付される「治験に係る文書又は記録」一覧及び以降の改正に関する通知に定められるものを参照
  - 2 記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。なお、記録保存責任者は、必要に応じて記録保存担当者を置き、その業務の一部を行わせることができる。
    - 1) 診療録・検査データ・同意文書等:診療録等保存室の責任者
    - 2)治験審査委員会に関する文書及び治験受託に関する文書等(治験の実施に関する重要な事項に係る治験依頼者との書簡、会合、電話連絡等に関する記録を含む):治験事務局長
      - 注) 重要な事項とは、治験実施計画書からの逸脱、適格性の確認、治験実施計画書の解釈、報告書提出前の重篤な有害事象等の連絡、被験者の安全性に関わる事項等をいう。
    - 3) 同意文書及び説明文書 (雛形)、治験依頼者からの提出資料、実施医療機関からの通知文書、治験依頼者に提出した各種報告書(写)、治験の実施に関する重要な事項について行われた治験依頼者との書簡、会合、電話連絡等に関する記録、その他治験の実施に関する資料及び記録等:治験責任医師
    - 4)治験薬に関する記録(治験薬管理表、被験者からの未服用薬返却記録、治験薬納品書、未使用治験薬受領書等):治験薬管理者
    - 5)治験機器に関する記録(治験機器管理表、被験者からの未使用治験機器返却記録、治験機器納品書、未使用治験機器受領書等):治験機器管理者
    - 6)治験製品に関する記録(治験製品管理表、未使用治験製品返却記録、治験製品 納品書、未使用治験製品受領書等):治験製品管理者
    - 7) 検査機器の精度管理等を保証する記録:検査室の責任者
  - 3 治験審査委員会に関して保存する文書は以下のものである。
    - 1)委員名簿(各委員の資格を含む)
    - 2)治験審査委員会手順書
  - 4 院長又は記録の保存責任者は、実施医療機関において保存すべき治験に係る文書又は記録が第32条第1項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、ま

た、求めに応じて提示できるよう措置を講じる。

#### (記録の保存期間)

- 第32条 院長は、実施医療機関において保存すべき治験に係る文書又は記録を、1)又は2) の日のうちいずれか遅い日までの期間保存する。なお、製造販売後臨床試験の場合 は3)の日まで保存する。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要と する場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と治験事務局との間で協 議する。
  - 1) 当該被験薬に係わる製造販売承認日(開発の中止又は臨床試験の試験成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、通知を受けた日から3年が経過した日)(再生医療等製品治験の場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)
  - 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
  - 3) 製造販売後臨床試験の場合は、当該被験薬の再審査又は再評価が終了する日
  - 2 院長は、治験依頼者より前項にいう承認取得あるいは開発中止の連絡を受ける(書 式18)。

#### (記録の廃棄)

第33条 記録保存責任者は、保存している記録が保存期間を満了し、院長の指示を受けて当該記録を廃棄する場合、被験者のプライバシー及び治験依頼者の秘密を侵害しないよう適切に処分する。

# 第8章 モニタリング及び監査への対応

(モニタリング及び監査の受け入れに関する要件)

- 第34条 モニタリング及び監査の受け入れる場合は、以下の要件を満たさなければならない。
  - 1) 実施医療機関がモニタリング及び監査を受け入れること及びこれに関連する 費用について、治験契約書又はその他の合意文書に記載されていること。
  - 2)被験者の同意(説明文書中に明記されていること)が得られていること。
  - 3) 原則として、モニター及び監査担当者が治験依頼者によって指名された者であること。

(モニタリング及び監査に関する確認事項)

第35条 治験責任医師及び治験事務局等は、モニタリング及び監査の計画、手順並びに直接

閲覧の対象となる原資料等の内容・範囲についてモニター又は監査担当者に確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえて計画及び手順と異なるモニタリング及び 監査が行われる必要が生じ得ること並びに閲覧対象の追加、変更が行なわれる必要が生じ得ることに留意する。

#### (モニタリング及び監査の応対者)

第36条 モニタリング及び監査の応対者は以下の者とする。

- ·治験責任医師、治験分担医師、治験協力者
- 治験事務局
- 治験薬管理者
- 記録保存責任者
- ・その他、治験の実施に関与する者

#### (直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の手続き)

- 第37条 直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の受け入れに関する手続きは、以下の手順に従う。
  - 1)治験事務局は、モニター又は監査担当者から直接閲覧を伴うモニタリング又は監査の申入れを、事前に電子メール又は電話等により受付ける。なお、文書による申し入れを受付ける場合は、「直接閲覧実施連絡票(参考書式 2)」を使用する。
  - 2)治験事務局は、モニタリング又は監査の内容及び手順をモニター又は監査担当者に確認し、実施医療機関の応対者と日程を決定する。
  - 3)治験事務局は、モニター又は監査担当者が希望する日時に、被験者のプライバシーの保護及び原資料の照合可能な場所を準備する。

#### (直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の実施)

- 第38条 直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の実施に関する対応は、以下の手順に従 う。
  - 1)治験事務局及びモニタリング又は監査の応対者は、直接閲覧の対象となる資料を準備する。
  - 2) モニタリング又は監査には、第36条に規定する者のうち、少なくとも1人が立ち会うものとする。
  - 3)治験事務局は、モニタリング又は監査終了後、直接閲覧の対象となった資料 が適切に返却されていることを確認する。

#### (直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の結果)

第39条 直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の結果に関する対応は、以下の手順に従

う。

- 1) モニター又は監査担当者より問題又は提案事項等が示された場合、治験責任 医師及び治験事務局等は関係者と協議し、対応を決定する。
- 2) 治験責任医師及び治験事務局等は、モニター又は監査担当者から問題事項に 対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

# 第9章 業務の委託

# (治験施設支援機関)

- 第40条 院長は、実施医療機関における治験事務局業務、治験コーディネーター業務、実施 医療機関において保存すべき治験に係る文書又は記録の保管及びその他治験に関す る業務の円滑化を図るために必要な業務を治験施設支援機関に委託し、支援させる ことができる。その場合は以下の手順に従う。
  - 1) 院長は、治験施設支援機関を適切に選定し、業務内容を記載した文書により契約を締結する。なお、委託業務については事前に双方で合意した手順を遵守するよう求める。
  - 2) 実施医療機関において保存すべき治験に係る文書又は記録の保存・管理を治験 施設支援機関に委託する場合は、別途手順を定める。
  - 3) 院長は、委託業務が適正かつ円滑に行われているか確認する。改善すべき点を 認めた場合は、治験施設支援機関にその是正を指示し、また是正がなされてい ることを確認する。

# 第10章 データの信頼性

#### (適正な教育訓練の実施)

第41条 院長は、治験責任医師及び治験分担医師等の治験に関わる者に対して、医薬品GCP省令、医療機器GCP省令、再生医療等製品GCP省令、関連する通知等及びその他治験の実施に必要な知識等についての教育訓練が行われていることを確認する。また、治験施設支援機関へ業務を委託する場合においても、治験コーディネーター等の業務担当者に対し治験の実施に必要な教育訓練が行われ、委託した治験業務を遂行しうる要件を満たしていることを保証し、実施された治験業務及び作成されたデータの信頼性を保証する。

#### (システムへのアクセス権)

第42条 治験で使用する各種システムへのアクセス権は、治験責任医師、治験分担医師、治

験コーディネーター等の業務担当者及びシステムによっては被験者(以下これらを 総して、ユーザーという)のうち、治験依頼者から適切な教育訓練を受け、必要な システムへのアクセス権が割り当てられた者に限るものとし、これ以外の者のアク セスは一切認められない。ユーザーは、各システムへのアクセスに必要なコードや パスワードを個人で保管及び管理し、他者と共有してはならない。また、電子署名 は手書きの署名と同等の法的効力を持つことを理解し、適切に署名する。

#### (検査機器の精度管理等の記録)

第43条 院長は、実施医療機関の治験に係わる検査において、関連機器の精度管理の記録を 残すことにより、検査が適切に実施され、治験に係るデータが信頼できることを保 証する。

# 第11章 秘密の保全

#### (秘密の保全)

- 第44条 実施医療機関で実施する治験に関与する者は、被験者に関する守秘義務を負い、治験依頼者から提供された資料、情報及び治験結果に関しても同様である。
  - 2 実施医療機関で実施する治験に関与する者は、その職を退いた後といえども上記と 同様に守秘義務を負うものとする。
  - 3 治験の結果得られた情報を専門の学会等、外部に公表する場合には、事前に治験依頼者の承諾を文書で得る。

# 附則

本手順書は、西暦 2020年 4月 1日から施行する。

以上